

NOSAIの 農機具 損害共済

のうきくん

備えの種を
まこう。



- このパンフレットは「のうきくん」(NOSAIが実施する農機具共済の愛称)の契約概要やお申込に際してご注意いただきたい説明情報またご契約で得られた個人情報の取り扱いなど、ご契約に関する重要事項について記載したものですので、内容を十分ご確認ください。
- 本パンフレットはご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、農機具損害共済約款をご参照ください。約款は、NOSAI埼玉ホームページにてご覧になることができます。紙の約款をご希望の方は、管轄する支所までご連絡ください。

加入申込書への署名は、本パンフレットの説明確認を兼ねております。

共済の内容

共済金額 (加入金額)

※ご契約内容確認欄④事項

5万円から1,500万円まで加入できます。

中古で取得した農機具も加入できますが、付保割合条件付実損補特約を付帯することが加入条件となります。

農機具	共済金額設定
新品で取得された農機具	新調達価額の範囲内
中古で取得された農機具 ※付保割合条件付実損補特約を付帯しての加入	購入価額または時価額のいずれか低い金額を限度

加入できる方は

※ご契約内容確認欄⑤事項

農機具を所有する方と、管理する方も加入できます。

生産団体等で所有・管理しているものも、一定条件を満たせば代表者名で加入できます。

共済責任期間 (補償期間) について

- 共済責任期間は1年です。加入申込書に記載した共済責任開始日の午後4時から始まり、翌年同日の午後4時までです。
- 加入申込書に記載された共済責任開始日を過ぎて共済掛金等をお支払いいただいた場合の共済責任期間は、お支払日から1年となります。なお、この場合、共済掛金等のお支払前の事故については、共済金のお支払いはできません。

支払対象事故 (共済事故)

※ご契約内容確認欄⑥事項

下記のような偶発の事故が対象となります。



上記の他、●破裂・爆発 ●第三者行為による不可抗力のき損 ●異物巻込 ●その他の自然災害 (地震、噴火等を除く) が対象となります。

経年劣化による事故、農作業以外の使用目的による事故は、支払対象外です。
その他の免責についても、重要事項の説明をご確認ください。

補償対象となる損害額

損害額…新調達価額を限度として、その損害の発生直前の状態に復旧するために必要な費用の最低額となります。

- 修理請求明細額または修理見積額により決まります。
- 修理工場までの運搬費用・出張修理の旅費・引上げ料も損害に含めます。 ※代車費用は損害の額に含みません。

稼働中の共済事故は、損害額が新調達価額の10%、または10万円のいずれか低い額を超えた場合に支払対象となります。稼働中とは、農機具自体を稼働・利用している場合だけでなく、農作業のために農機具をトラック等に積込んで移動する場合等も含まれます。

免責事項

免責区分	免責項目	免責割合 (%)
盗難による盗取及びき損 (格納場所以外)	エンジンキーをつけたままの状態	20
	エンジンキーをはずしてある状態	10
事故通知の遅れ	6か月以上12か月未満	10
	12か月以上	20
事故発生状況によるもの	稼働中の自損事故	5

※1共済事故で免責項目が複数ある場合は、合計した免責割合となります。

※点火プラグ、ヒューズ、電球、その他これらに類する消耗部品にのみ発生した損害は、お支払いできない場合があります。

共済目的

※ご契約内容確認欄①、②、③事項

新調達価額が1台5万円以上のもの。

新調達価額…共済目的である農機具と同一機種で、同一または類似の性能を有する新規の農機具の価額。(加入対象農機具の新品販売時の標準小売価格とします。)

トラクター、コンバイン等ほとんどの農業用機械がご加入いただけます。



トラクター コンバイン 田植機

- 農機具（トラクター等）の付属装置も、本体農機具と共にそれぞれ1台の農機具としてご加入いただけます。
- 農機具の付属装置は、加入しているものだけが補償対象となります。

ご加入できない農機具

▶販売を目的とする農機具	▶地滑り、護岸決壊、山崩れ等の発生が明らかな場所にある建物に格納されまたは設置されている農機具
▶試験研究等に使用する農機具	▶共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通される場合
▶常時水没のおそれのある建物に格納されている農機具	▶新調達価額の設定が出来ないもの

対象農機具及び耐用年数表

※ご契約内容確認欄⑥事項

種 類	機 種	耐用年数	種 類	機 種	耐用年数	
原動機	モーター ガソリンエンジン・石油エンジン・ディーゼルエンジン	7	農産加工用機具	い草選別機・いわり機・畳表織機（いむしる織り機を含む）・花むしる織り機・い草刈取機・剪枝機・い草分割機	7	
乗用トラクタ	乗用トラクター			わら打ち機・縄ない機・縄仕上機・製筵機・蒸茶製造設備・再生茶設備		
耕耘整地用機具	プラウ・すき・ロータリー・ハロー・砕土機・代かき機・均平機・畝立機・溝切機・心土破碎機（バンブレーカー）・溝堀機・穴堀機・トレンチャー・中耕除草機（カルチベーター）・歩行用トラクター（動力耕耘機を含む）・レーザーレベラー		7	畜産用機具		フォーレージハーベスター・ヘーモア・ヘーコンディショナー・ヘーテッター・ヘーレーキ・ヘーベラー・ヘープレス・ヘーローダー（ペールローダー・マニュアルローダーを含む）・ヘーカッター・ヘッドライヤー・ヘーエレベーター・フォーレージプロア・サイレージデストリビューター・サイレージアンローダー・自動給餌機・自動給水機・搾乳機（ミルクカー）・牛乳冷却機・ふん機・ふん尿散布機・保温機・牛乳成分検定用機械・人工受精用具・育すう機・電牧装置・カウトレーナー・ふん焼却機・ふん尿乾燥機
	栽培管理用機具					たい肥散布機（マニュアルスプレッター）・石灰散布機（ライムソフ）・施肥播種機・管理機・あぜ塗機・草刈機・移植機・肥料散布機・育苗機・簡易揚水機具・土つめ機・床土ふるい機・ポテトプランター・ミニプラント・肥料混合機・スピードスプレイヤー・動力噴霧機・動力散粉機・スピードダスター・土壌消毒機・誘か灯・チップパー・温湯消毒機・保冷库・保温庫
収穫調整用機具	田植機		7	養蚕用機具		条桑刈取機・抜根機・暖房機
	かんがい排水具					蚕（稚蚕・壮蚕）用自動飼育装置・稚蚕飼育用温湿度自動調整装置・さ桑機・動力糸払機・自動収繭毛羽取機・自動収繭機・繭毛羽取機
	稲麦刈取機（バインダーを含む）・カッター・稲わら収集機（自走式のものを除く）・収穫機（亜麻・ビート・ホップ等畑作物収穫機）・掘取機（たまねぎ・特用作物・かんしょ用掘取機を含む）・つる切機・茶摘採機・花摘機・茶刈込機・野菜洗浄機・清浄機・粒選機・野菜洗浄乾燥機・乾燥用バーナー・ねぎ収穫調整機			自脱型コンバイン		運搬用機具
ウインドローア・脱穀機・もみすり機・とうみ・選果機・ワックス処理機・米選機・ラミーはく皮機・穀物水分検定器・ひょう量器・葉たばこ自動編機・ウィンチ・ベルコン調理機・自動封かん機・チューリップ選別機・自動製函機・ツリータワー・はっか蒸留機・いも切機・干びょう製造機	普通コンバイン・乾燥機（穀物・特用作物・しいたけ用を含む）		貨物自動車	貨物自動車		10
普通コンバイン・乾燥機（穀物・特用作物・しいたけ用を含む）	普通コンバイン・乾燥機（穀物・特用作物・しいたけ用を含む）		注：保冷库には、予冷库を含みます。			
精密または精麦機（研穀機・押麦機及びびき割機を含む）	精密または精麦機（研穀機・押麦機及びびき割機を含む）					

農機具の入替え等

ご加入の農機具を売却、譲渡、廃棄等される場合は契約終了となります。ただし、共済目的が契約期間中に廃棄され、同一機種で同一または類似の性能を有する新規の農機具を取得した場合で、農業共済組合の承認を受ければ共済目的の入替えをすることができます。なお、入替えがあった後でも農業共済組合が承認について証券に裏書した後でなければ、入替え後の農機具について生じた損害については災害共済金を支払わないものとします。

共済金のお支払い

損害額または共済金額のいずれか低い額が限度となります。
農機具の新調達価額と加入共済金額の割合(付保割合)で共済金をお支払いします。

自動復元方式

補償期間中は何回災害共済金をお支払いしても共済金額は変わりません。
ただし、災害共済金の合計額が共済金額に相当するまでが限度です。

復旧義務があります……もし復旧されないときは、「時価損害額」を基準にお支払することになります。
(全損または盗難された場合でも、復旧義務があります。)

復旧義務とは？ 破損した農機具を事故前の状態に戻すこと(修理以外の場合は、同一または類似の性能の農機具に買い替えること)

計算式

共 済 金

=

損 害 額

※

×

共 済 金 額

新 調 達 価 額

損害額または共済金額のいずれか低い額を限度として、新調達価額と加入共済金額の割合(付保割合)で共済金をお支払いします。

●損害額は、修理工場等で実際に修理した額(復旧費用)を参考に査定します。

※免責に該当する場合、損害額は、免責額が差し引かれます。

共済金のお支払い例

自脱型コンバイン

(耐用年数 7年)

新調達価額：400万円

時 価 額：142万円

購入後：5年使用(経年減価残存率35.71%)

●共済事故発生！



付保割合条件付実損填補特約

※ご契約内容確認欄の事項

大型農機具や中古農機具など、新調達価額に対する加入金額の割合が100%に満たない場合に、掛金を割増でいただくことで、加入金額までの修理費を満額補償することができる特約です。

購入価額または時価額のいずれか低い金額を限度に加入できます(最高1,500万円まで)。

○中古で取得した農機具を農機具損害共済に加入する場合には、付帯することが義務付けられている特約です。

計算式

共 済 金

=

損 害 額

※

×

共 済 金 額

新 調 達 価 額

約 定 割 合

※免責に該当する場合、損害額は、免責額が差し引かれます。

共済金のお支払い例

自脱型コンバイン

(耐用年数 7年)

※他で6年使用。維持・管理及び使用されているもの

新調達価額 400万円

購入価額 220万円

時 価 額 200万円

(経年減価残存率を50%にとどめることができる)

ご 加 入 (約定割合50%)

加入共済金額 200万円

共済事故

発生！

分 損

損害額
50万円

支 払 共 済 金

50万円 × $\frac{200万円}{400万円 \times 50\%}$ = 50万円

掛 金

(単位：円)

付保割合条件付 実損填補特約	普通物件 (トラクター、コンバイン等)		特殊物件 (貨物自動車、茶刈入機等)		
	共済金額 1万円当たり	共済金額 100万円当たり	共済金額 1万円当たり	共済金額 100万円当たり	
なし	54	5,400	109	10,900	
約定割合	90%	58.14	5,810	118.63	11,860
	80%	63.02	6,300	130.00	13,000
	70%	68.66	6,860	143.13	14,310
	60%	76.18	7,610	159.75	15,970
	50%	85.96	8,590	181.63	18,160
	40%	99.87	9,980	209.63	20,960
	30%	119.42	11,940	247.25	24,720

共済掛金等計算…共済金額×1万円当たり掛金(1円単位切り捨て)

約定割合：新調達価額に対する加入金額の割合(付保割合という。加入金額÷新調達価額×100)で計算されます。

普通物件と特殊物件の事例

※ご契約内容確認欄⑤事項

主な 機種名	(1) 普通物件		(2) 特殊物件	
	トラクター コンバイン 動力噴霧機 草刈機	ロータリー 田植機 管理機	貨物自動車 茶摘採機 簡易揚水機 かんがい排水機	モーター ガソリンエンジン ディーゼルエンジン

農機具損害共済のご加入にあたって(重要事項説明書)

この説明書は、農機具損害共済への加入にあたり、加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい契約上の重要事項を整理したものです。加入申込みの際よくご覧願いますとともに、この説明書で分かりにくい点、また、詳細については「共済約款」をご覧ください。農機具損害共済組合にお問い合わせをお願いします。

1 農機具損害共済に加入できる方

組合区域内に住所を有し、農作物共済・家畜共済・畑作物共済・果樹共済・園芸施設共済・収入保険に加入されている方、又は農機具を所有する方・管理する方で農業に従事する方です。

2 加入申込みと契約の成立

農機具損害共済の契約は、加入される方が農機具損害共済加入申込書(以下「加入申込書」といいます。)に、必要事項を記入して農機具損害共済組合に申し込み、農機具損害共済組合がその申し込みを承諾したときに成立します。

加入申込書には、事実をありのまま、正確に記入されるようお願いいたします。記入内容が事実と異なる場合には、契約の解除や共済金をお支払いできなくなる場合がありますので、特に留意願います。また、加入申込書の提出後、記入内容の誤りに気付いたときは速やかに農機具損害共済組合にご連絡ください。

3 共済金の算定

農機具損害共済に加入した農機具が、共済約款に掲げる共済事故によって損害を被ったとき、災害共済金は損害の額を基に農機具の評価額に対する共済金額の割合に比例して算出します。そのため農機具の評価額が低いほど加入をお勧めします。

4 免責事項

事故の内容によっては、損害額の一部について免責が適用される場合がありますのでご留意をお願いします。

5 損害防止の義務

加入者は、加入した農機具について通常の管理・操作・損害防止を行うとともに、事故が発生したときはその防止又はその軽減に努めてください。この努めを怠ったときは損害の額から防止又は軽減できたと認められる額を差引くことがあります。

6 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

- (1) 共済金をお支払いすることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと
- (2) 共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとしたこと
- (3) 農機具損害共済組合の契約者の信頼を損ない、契約の存続が困難な重大な事由があった場合

7 共済金をお支払いしない場合

(1) 次に掲げる損害に対しては、災害共済金をお支払いしません。

- ① 共済掛金等をお支払いいただく前に生じた損害
- ② 加入者(加入者でない方で共済金を受取る方も含めます。)又はそれらの法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害
- ③ 加入者と同じ世帯に属する親族の故意によって生じた損害
- ④ 運転者の故意又は重大な過失によって生じた損害
- ⑤ 農機具以外の使用目的による事故によって生じた損害
- ⑥ 共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、及びその他自然消耗による損害
- ⑦ 故障(偶然な外來の事故に直接起因しない共済目的の電氣的又は機械的損害をいいます。)によって生じた損害
- ⑧ 凍結(ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等)によって生じた損害
- ⑨ 消耗部品にのみ発生した損害
- ⑩ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって生じた損害

- ① 地震等によって生じた損害(地震等によって生じた火災、破裂又は爆発、これらが拡大して発生した損害も含みます)
- ② 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって生じた損害

(2) 共済約款に記載されている次の場合には共済金をお支払いできない場合があります。

- ① 「損害発生時の手続き」の通知を怠り、故意若しくは重大な過失により不実の通知をしたり損害調査を妨害した場合
- ② 「損害防止義務」の指示に従わなかった場合
- ③ 「通知義務」、「告知義務」又は「重大事由による解除」により契約を解除した場合
- ④ 共済金の支払請求手続を行使することができる時から3年間行使しない場合

8 ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知義務事項等)

ご契約後、加入申込書に記載された内容のうち、☆印が付いている項目の変更・訂正があった場合及び次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく農機具損害共済組合にご通知ください。ご通知がない場合には、ご契約を解除したり、共済金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

ご通知いただいた内容により、ご契約の変更を行いますが、変更ができない場合は、ご契約の全部又は一部を解除する場合があります。

【通知事項等】(加入申込書の☆印以外の事項)

- ① 農機具を譲渡する場合
- ② 農機具を解体又は廃棄する場合
- ③ 農機具が共済事故以外の原因により破損した場合
- ④ 農機具の用途を変更し、又は著しく改造した場合
- ⑤ 農機具の格納場所又は設置場所を変更した場合
- ⑥ 共済事故に係る危険が著しく増加した場合
- ⑦ 告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合

9 農機具の入替え

加入した農機具を共済責任期間中に買い替える場合は、農機具損害共済組合に連絡願います。連絡がない場合は、新たに購入した農機具について契約を継続できなくなるので留意願います。

10 契約の消滅等

農機具損害共済においては、共済責任期間中であっても、支払われた災害共済金の合計額が共済金額に相当する額となったとき、契約は消滅します。

11 個人情報の取扱い

ご加入の内容、申込書記載事項その他の知り得た情報(以下「個人情報」という)については、当組合が、引受の判断、共済金等の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用(以下「利用目的」といいます)します。

また、本共済関係に関する個人情報は、当組合が実施する他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

12 その他の重要事項

組合は、行政の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともに、共済金の確実な支払いに努めますが、財務状況によっては、共済金等の支払額が削減されることがあります。

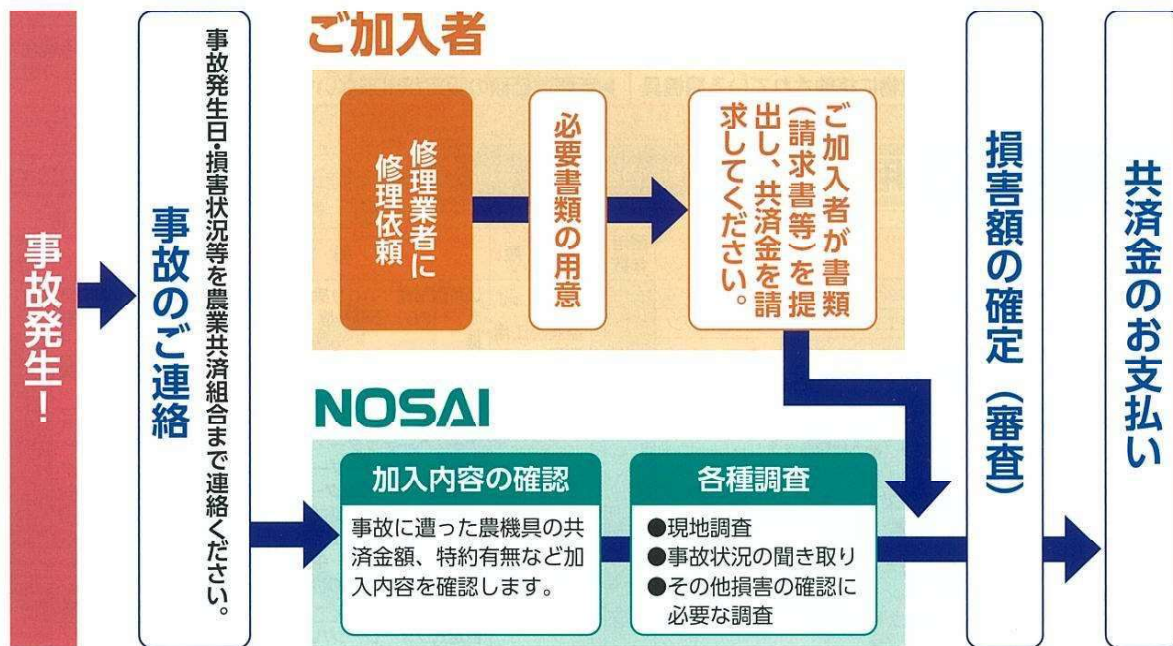
事故、契約内容の変更がございましたら、 すぐにNOSAIまでお知らせください。

ご注意ください!!

ご加入の農機具を譲渡し、引続き加入を継続される場合は速やかにご連絡ください。
また、相続等により譲り受けた場合は、譲受の事実が発生した日より**14日以内**に名義変更等の届出を申請してください。

※通知が遅れた場合や上記手続きをされていない場合、共済事故が発生しても損害共済金をお支払いできないことがあります。

●事故発生から共済金受取りまでの流れ



トラクター等の盗難に注意



埼玉県内において農機具の盗難事件が多発しており、特に県北部に被害が集中しています。これらの盗難は、鍵の有無に関わらず、田畑よりも家屋敷地内からの盗難が多い傾向にあります。

万が一に備え、できる限りの盗難防止対策を行いましょう。

- ① 畑や屋外に農機具を放置せず、格納庫に保管する。格納庫には必ず鍵をかける。
- ② 保管場所にはセンサーライトや防犯カメラを設置する。
- ③ タイヤロックや市販のハンドルロックを使用する。

お問い合わせは、最寄りの農業共済組合まで

中部統括エリア	中部統括支所	TEL 049-235-8711	〒350-0011	川崎市大字久下戸3523-1
	東松山支所	TEL 0493-22-0655	〒355-0035	東松山市大字古凍28-1
	上尾支所	TEL 048-779-6911	〒362-0005	上尾市大字西門前523-1
北部統括エリア	北部統括支所	TEL 048-533-8030	〒360-0843	熊谷市三ヶ尻322
	秩父支所	TEL 0494-22-0647	〒368-0013	秩父市永田町1-8
	本庄支所	TEL 0495-21-0255	〒367-0046	本庄市栄3-8-20
東部統括エリア	東部統括支所	TEL 048-559-1588	〒361-0012	行田市大字下須戸913
	宮代支所	TEL 0480-32-1015	〒345-0831	宮代町大字須賀700-1
	越谷支所	TEL 048-965-7251	〒343-0011	越谷市増林2-82
	本所	TEL 048-645-2146	〒330-0835	さいたま市大宮区北袋町1-340